

議会のあり方調査特別委員会 条例等検討分科会 記録	
開 会 年 月 日	平成29年 3 月31日
開 会 時 刻	午後 1 時00分
閉 会 時 刻	午後 2 時40分
出 席 委 員 名	◎中村 豊治 ○鈴木 豊司 楠木 宏彦 世古 明
	福井 輝夫 辻 孝記 藤原 清史 小山 敏
	佐之井久紀
	浜口 和久 (議長)
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	—
担 当 書 記	森田 晃司
審 査 案 件	議会基本条例骨子について
	議員倫理条例骨子案について
	次回の会議について
説 明 者	野中議事係長、森田書記

会議の概要

中村会長開会を宣言。その後、直ちに会議に入り、「議会基本条例骨子について」を議題とし、事務局から変更案について説明の後、「1 目的」、「4 議員の活動原則」、「20 広報広聴機能の充実」の文言修正及び「6 大規模災害時の議会の対応」の追加が以下のとおり確認された。

続いて、「議員倫理条例骨子案について」を議題とし、各項目別に会派での検討事項の発言を求めたところ、「1 目的」、「2 議員の責務」、「3 市民の責務」、「8 議員の協力義務等」、「9 審査結果報告書の提出等」、「10 議会の措置」及び「11 委任」については、特に意見がなく、「題名」、「4 政治倫理基準」、「5 納税等状況報告書の提出」、「6 審査の請求」、「7 審査会の設置等」については、協議の結果以下のとおり確認された。なお、今後のスケジュールについては、次回以降改めて協議することとなった。

その後、次回の会議について決定し、分科会を閉会した。

協議の内容

○議会基本条例骨子について

・「1 目的」の文中「向上」を「増進」とするかどうかについて、諮ったところ、小山委員から「自ら体力を強める、能力を高める、その結果より良い状況に持っていくのが増進。単に良い状況に持っていくのが向上。議会基本条例骨子の場合、自治体が自分たちで努力して良い状況に持っていこうと言うのであれば、増進のほうが良い」、楠木委員から「憲法第25条第2項では『向上及び増進』と併記されている。同じ言葉を言い換えているわけではない。向上というのは今あるものを上げていく、それに対して増進は、今あるものだけではなく、さらに福祉的な必要なものも含めてふやしていく。増進のほうが良いと思うが、憲法のように併記するのもあり得る」との発言があり、協議を行った結果、「増進」と変更することが確認された。これに伴い、「4 議員の活動原則」の文中「向上」も「増進」と変更することが確認された。

・「4 議員の活動原則」については、佐之井委員から、「『市政の課題全般』とあるが、一般的に『市政全般』とよく使われるため、『課題』は不要ではないか」との発言があり、協議を行った結果、「課題」を削除することが確認された。

・「6 大規模災害時の議会の対応」については、文言の確認のみで異議がなく、追加されることが確認された。

・「20 広報広聴機能の充実」の文中「広報広聴特別委員会」を「広報広聴に係る特別委員会」とすることについては、異議がなく、変更することが確認された。

○議員倫理条例骨子案について

・「1 目的」、「2 議員の責務」、「3 市民の責務」、「8 議員の協力義務等」、「9 審査結果報告書の提出等」、「10 議会の措置」及び「11 委任」については発言がなく、現行どおりとすることが確認された。

・「4 政治倫理基準」については、鈴木副会長から「公職選挙法及び政治資金規正法が入っていないため、それらの規定も遵守するように入れてはどうか」との発言があり、協議を行った結果、追加することが確認された。

・「5 納税等状況報告書の提出」については、佐之井委員より「税法との関係もあり、本項を議員倫理条例に入れるのはどうか、内規で決めたらどうか」との発言があり、協議を行った結果、先に導入している市町への確認等が必要であることから、今後も引き続き検討していくことが確認された。

・「6 審査の請求」については、市民の要件について、委員から「入っていない市町もあるので無くても良いのではないか」との発言、「市民に開かれた議会を目指している以上、入れてほうが良い。入れるのであれば、1分の100以上はどうか」、「入れるべきだが、ハードルは上げるべき」との発言があった。

また、議員の要件については、「定数の1分の4以上」、「会派の構成要件が3人以上となっていることから、3人以上」、「定数の1分の8以上」という発言があった。

これらの要件について、協議を行った結果、改めて各会派へ持ち帰り、次回以降に議論することが確認された。

・「7 審査会の設置等」については、「3 項、4 項を分けずに一つとし、『審査会の委員は9人、議員6人と外部委員として専門的知識を持った市民を3人で構成』としてはどうか」「5 項目以降は削除し、規則に規定してはどうか」との発言、非公開の要件については、「委員の2分の3以上の合意としてはどうか」との発言があり、協議を行った結果、各会派へ持ち帰り、次回以降議論することが確認された。

・題名については、鈴木副会長から「『政治』が入っている市町が多いことから、本市議会でも入れてはどうか」との発言があり、協議を行った結果、「伊勢市議会議員政治倫理条例」とすることが確認された。

○今後のスケジュールについて

・今後のスケジュールについては、鈴木副会長から、「議員基本条例と議員政治倫理条例はセットで9月議会での制定をすべきである」との発言があり、中村会長から、「パブリックコメントの実施を考慮するとハードなスケジュールとなる。9月定例会に議会基本条例と議員政治倫理条例をセットで制定をするか、改選後に持ち越すか議論が必要である」と提案した。この後、佐之井委員から「スケジュール的に難しいと思う。草案は机上でできるが、実のあるものにしていくのであ

れば、議会報告会を開いて素案を公開し、まとめてあげていく必要があるのではないか」、小山委員から「拙速に決めることもないのではないか。9月議会で議会基本条例と合わせて議員政治倫理条例と合わせて制定するのは難しいので、議会基本条例だけでも制定してはどうか」との発言があり、協議を行った結果、スケジュールについては、次回以降改めて協議していくことが確認された。

○次回の会議について

【開催日時】 4月19日（水）13時から

【協議内容】 議会基本条例骨子について、議員倫理条例骨子案について、具体的検討項目について（予定）

上記署名する。

平成 29 年 3 月 31 日

会 長